

法の下の不平等、 検討を約した菅大臣

今 年の予算をめぐる国会の議事録をみると、「早生まれは損」が今年からダブルの損になるという疑問が菅大臣に投げかけられました。そのダブル損の中身とは。

学 令期は4月1日にて判定するのに対して、税法上の扶養控除と特定扶養控除の年齢は年末の12月31日時点での判定となっていることから、従来より「早生まれは損」の現象がありました。すなわち、高卒で就職する場合、高校3年間に受けられた扶養控除及び特定扶養控除は、早生まれの生徒の場合1年遅れの適用となるので、3年目適用のときには就職していて所得が発生するので適用不可となり、2年分しか受けられませんで

した。大学に進学する場合も、浪人した場合を除き、高校大学の7年間に受けられる扶養控除及び特定扶養控除は、早生まれでは6年分しか受けられませんでした。

今 年の税制改正で、15歳以下の年少扶養親族には扶養控除の適用がないことになりましたが、新法で本来扶養控除の適用開始年齢と考えている高校1年生のときには、早生まれの生徒はまだ15歳なので扶養控除の適用を受けられず、何の所得控除の対象にもなりません。相変わらず1年遅れで、必要な時に必要な政策的支援が行き届かない、ことが続いています。

他 方で、子ども手当は、その支給期間が中学校終了

までの子育ての支援ということで、3月の卒業時までの支給で打ち切りという制度設計になっています。そのため、高校1年生となる早生まれの生徒については、税法では年少扶養親族として扶養控除対象外としておきながら、一方で子ども手当については支給がありません。子ども手当をするから年少扶養親族の扶養控除を廃止するとした趣旨に沿わない制度的欠陥です。

早 生まれの子は、子ども手当の全受給期間が短く、高校入学後の4月以降の期間には何の社会的政策支援のない空白期を持つことになります。

一 れが、「早生まれは損」が今年からダブルの損になるという意味です。菅財務大臣は「どうすればいいのか真摯に検討したい」と答弁しましたので、何らかの方策がとられるかも知れません。

逸話集や格言集は社会人にとつて最大の宝である。もし前者を適当な場所で会話のなかに混ぜ、後者を適切な場合に想起するならば。

(ドイツの文学者
ゲーテ)

7日小暑、
23大暑。
は、7月15日までです。

7月小暑、
23大暑。
は、7月15日までです。

7月の税務メモ

(国 税)

- 6月分源泉所得税の納付 (特例適用者は1~6月分の半年分)
- 所得税の予定納税額の減額申請
- 所得税の予定納税額第1期分納付
- 5月決算法人の確定申告
- 11月決算法人の中間(予定)申告

(地方税)

- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| 12日 | ○ 6月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| 15日
8月2日
ク
ク | ○ 5月決算法人の確定申告
○ 11月決算法人の中間(予定)申告 |
| (地方条例による) | ○ 固定資産税(都市計画税)の納付 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。

